

千代田町観光振興事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千代田町観光振興事業に係る補助金の交付に関しては、千代田町補助金等に関する規則（昭和56年千代田村規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地域の自然や景観、歴史、文化、産業その他の豊かな観光資源を積極的に活用し、観光振興の効果が期待できる事業（以下「観光振興事業」という。）を実施する際に、経費の一部を町が補助することによって、町内観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に居住し、又は勤務する5人以上の者で構成され、かつ、その活動の拠点が町内にある団体とする。ただし、次に掲げる団体は除く。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体
- (2) その行う観光振興事業に関し、他の補助金等の交付を受けている団体

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業に要する経費（以下「対象経費」という。）、補助金の交付に係る補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、毎年度予算の範囲内において補助する。

2 補助金の交付額は、別表に掲げる補助事業ごとの対象経費に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 同一の団体に対する補助金の交付は、1年度内で1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、千代田町観光振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業企画書（様式第2号）及び予算書（様式第3号）を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、団体の規約、役員名簿その他町長が必要と認める資料を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 町長は、前条の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(決定の通知)

第8条 町長は、第6条の規定に基づき補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、千代田町観光振興事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により団体に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 団体は、前条の規定による通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領後指定する期日までに、申請を取り下げることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(承認事項)

第11条 団体は、補助事業を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。ただし、変更の場合にあって、その変更内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

(事故報告等)

第12条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理由その他必要な事項を書面により町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その理由等を調査し、速やかに団体にその措置について適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第 13 条 町長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、団体に補助事業の進捗状況について報告させなければならない。

（補助事業の遂行命令等）

第 14 条 町長は、団体が提出する報告書又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、団体に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命じることができる。

2 町長は、団体が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第 15 条 団体は、補助事業が終了したときは、速やかに千代田町観光振興事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 決算書（様式第 6 号）
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) その他町長が必要と認める資料

（補助金の額の確定）

第 16 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、千代田町観光振興事業補助金確定通知書（様式第 7 号）により、団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 17 条 団体は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による補助金額の確定後、町長に、千代田町観光振興事業補助金請求書（様式第 8 号）を速やかに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が認める場合は、前条の規定による補助金の交付額の確定前に補助金の支払について概算払請求することができる。

3 町長は、前 2 項の規定による請求があったときは、関係書類を審査の上、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第18条 町長は、第16条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを団体に対して命じることができる。

(決定の取消し)

第19条 町長は、団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定通知があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第20条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第17条第2項の規定により概算払により支払った補助金の額が第16条の規定により確定した補助金を超える場合について準用する。

(関係書類及び帳簿の整理保管)

第21条 団体は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他関係書類を、補助事業の実施日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(この要綱の執行)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助事業	対象経費	補助率	補助 限度額
地域観光振興事業	観光案内及び観光情報の提供に要する経費であって、町長が必要と認めるもの	3分の2 以内で、 町長が定める率	20万円
	観光資源の発掘及び観光地の環境美化に要する経費であって、町長が必要と認めるもの		
	観光資源の調査、研究、保全及び開発に要する経費であって、町長が必要と認めるもの		
	町民、町内事業者等の観光振興に対する気運を醸成するための研修会の実施等に関する事業		
観光イベント事業	観光客を町内に呼び込むためのイベント実施に要する経費であって、町長が必要と認めるもの		
観光宣伝事業	観光資源の宣伝及び紹介並びに観光客の誘致に要する経費であって、町長が必要と認めるもの		
観光土産品等開発事業	観光土産品等の開発又は改良事業に要する経費であって、町長が必要と認めるもの		
その他観光振興関連事業	上記以外の観光振興事業に要する経費であって、町長が特に必要と認めるもの		

【補助対象外経費】

役員や来賓者等の特定者に係る飲食費、記念品、謝礼は補助対象外とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

千代田町長 様

所 在 地 千代田町	
団 体 名	
代 表 者 氏 名	印
(担 当 者 氏 名	電 話)

千代田町観光振興事業補助金交付申請書

千代田町観光振興事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

対 象 事 業 名										
目 的 及 び 内 容										
実 施 日 時	年 月 日 時 ～ 月 日 時									
場 所										
対 象 者						参加予定人数				
補助金申請額	金							円		
対象事業予算	別紙のとおり									
備 考										

年 月 日

事業企画書

事業名	
主催	
後援	
協賛	
開催日時	
開催場所	
開催目的	
P R	
事業内容	

※その他、必要に応じて参考になる資料があるときは添付すること。

様式第3号（第5条関係）

予 算 書

(収入の部)

(単位：円)

項 目	予 算 額	内 訳
団体負担金		
町 助 成 金		
参加者負担金		単価 × 人
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

項 目	予 算 額	内 容
合 計		

様式第 4 号（第 8 条関係）

発第 号
年 月 日

様

千代田町長 印

千代田町観光振興事業補助金交付決定書

年 月 日付で申請のあった千代田町観光振興事業補助金を下記のとおり
交付します。

記

1. 交付決定金額

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

2. 交付対象事業

3. 交付条件等

- （1）事業終了後、様式第 5 号による実績報告書及び様式第 6 号による決算書
に領収書の写しを添付し、提出してください。
- （2）別紙の補助条件に従ってください。

4. 申請の取下げ

本決定の内容又は交付条件に異議があるときは、本通知書を受領した日の翌
日から起算して 14 日以内に申請の取下げをすることができます。

別紙

補 助 条 件

1. 申請の取下げ

団体は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を受領後指定する期日までに、申請を取り下げることができる。

2. 事情変更による決定の取消し等

町長は、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3. 承認事項

団体は、補助事業を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。ただし、変更の場合であって、その変更内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

4. 事故報告等

団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

5. 状況報告

団体は、町長が補助事業の進捗状況について報告を求めたときは、速やかに応じなければならない。

6. 補助事業の遂行命令等

団体は、町長が、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときで、かつ、これらに従って補助事業を遂行することを命じた場合は、速やかにこれに従わなければならない。

7. 実績報告

団体は、補助事業が終了したときは、速やかに、千代田町観光振興事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 決算書（様式第6号）
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) その他町長が必要と認める資料

8. 補助金の請求及び支払

- (1) 団体は、補助金の支払を受けようとするときは、千代田町観光振興事業補助金確定通知書（様式第7号）受領後、町長に千代田町観光振興事業補助金請求書（様式第8号）を速やかに提出しなければならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、町長が認める場合は、補助金の交付額の確定前に、補助金の支払を請求することができる。

9. 是正のための措置

団体は、実績報告書等による審査の結果、町長が補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときで、かつ、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを団体に対して命じた場合、速やかに是正措置を講じなければならない。

10. 決定の取消し

- (1) 団体が次の各事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ③ 補助事業を実施しなかったとき。
 - ④ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等の規定に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、補助金の額の確定通知があった後においても適用がある。

1 1. 補助金の返還

団体は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、町長が定める期限内に、その返還をしなければならない。

1 2. 違約加算金及び延滞金

(1) 団体は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、又はその返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 団体は、前条の規定により返還を命ぜられた場合において、これを納期日まで納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1 3. 関係書類及び帳簿の整理保管

団体は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他関係書類を、補助事業の実施日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

年 月 日

千代田町長 様

所 在 地 _____
団 体 名 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印
連 絡 責 任 者（担当） _____

千代田町観光振興事業補助金実績報告書

年 月 日付、 発第 号にて交付決定のあった千代田町観光振興事業補助金の対象事業について完了しましたので、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 助成金額

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

2. 事 業

対 象 事 業 名	
実 施 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日
場 所	
参 加 者	
対象事業決算	様式第 6 号のとおり
事 業 成 果	

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

決 算 書

(収入の部) (単位 : 円)

項 目	予算書 A	収入済額 B	差引額 A－B	説 明
団体負担金				
町 助 成 金				
参加者負担金				
合 計				

(支出の部) (単位 : 円)

項 目	予算書 A	支出済額 B	不要額 A－B	説 明
合 計				

様式第 7 号（第 1 6 条関係）

発第 号
年 月 日

様

千代田町長 印

千代田町観光振興事業補助金確定通知書

年 月 日付 発第 号で交付決定した千代田町観光振興事業補助金を下記のとおり確定します。

記

交付決定額（A）	金								円
確定金額（B）	金								円 支払金額

様式第 8 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

千代田町長 様

所 在 地	
団 体 名	
代 表 者	印
(担当者	電話)

千代田町観光振興事業補助金請求書

年 月 日付、 千発第 号にて確定のあった千代田町観光振興事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1．請求金額

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

2．振込先口座

銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合										本・支店
普通・当座	店番	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										